

横浜市二次救急医療体制に関する要綱の改正案の概要

1 改正案の概要

(1) 横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱

ア 補助対象経費の変更

医師賠償責任保険料補助の廃止

イ 交付申請期日の変更

改正前：令和8年5月末まで →改正後：令和9年2～3月のうち市が指定する期日まで

※1月下旬～2月上旬に搬送実績を送付します。実績に基づき、交付申請をお願いします。

ウ 四半期状況報告の廃止

※四半期報告の提出を不要とします。ただし、任意の時期に実績報告に準じた報告を求める場合がありますので、引き続き四半期ごとを目途にYMISへの入力をお願いいたします。

※実績報告は廃止になりません。3月末の事業終了後、4月10日までの期日で1年分の実績をご提出いただきますので、継続的に集計していただき計画的な作成をお願いします。

(2) 横浜市病院群輪番制事業実施要綱

ア 補助対象経費及び補助金額の変更（詳細は別紙）

【内科・外科】

①医師賠償責任保険料補助の廃止

②体制確保費の減額

③救急患者受入実績加算の見直し

④後方搬送患者受入実績加算の新設

【小児科】

①医師賠償責任保険料補助の廃止

②体制確保費の減額

③小児救急患者受入実績加算の新設

④輪番日と小児救急受入実績による減額措置の導入

イ 交付申請期日の変更

改正前：令和8年5月末まで →改正後：令和9年2～3月のうち市が指定する期日まで

※1月下旬～2月上旬に搬送実績を送付します。実績に基づき、交付申請をお願いします。

ウ 四半期状況報告の廃止

※四半期報告の提出を不要とします。ただし、任意の時期に実績報告に準じた報告を求める場合がありますので、引き続き四半期ごとを目途にYMISへの入力をお願いいたします。

※実績報告は廃止になりません。3月末の事業終了後、4月10日までの期日で1年分の実績をご提出いただきますので、継続的に集計していただき計画的な作成をお願いします。

2 施行予定日

令和8年4月1日（令和8年度分の補助金から適用）

要綱改正の内容に関する問い合わせ

横浜市医療局救急・災害医療課

福谷・塩川

Tel：045-671-3932

E-mail：ir-kyukyusaigairyo@city.yokohama.lg.jp

(別紙)

1 横浜市病院群輪番制事業実施要綱 補助金額の変更

【内科・外科】

①医師賠償責任保険料補助の廃止

変更前	変更後
42,000円	廃止

②体制確保費の減額 (輪番1回あたり)

変更前	変更後
150,000円	100,000円

③救急患者受入実績加算の見直し

	変更前	変更後
2,500件以上	-	3,500,000円
2,000件以上	-	3,000,000円
1,500件以上	-	2,500,000円
1,000件以上	3,000,000円	2,000,000円
750件以上	2,000,000円	1,500,000円
500件以上	1,000,000円	1,000,000円
300件以上	0円	500,000円
300件未満	0円	0円

④後方搬送患者受入実績加算の新設 (申請年の1月～12月の実績)

新設
1件あたり30,000円※

※ただし、年間12件に満たない場合は補助対象外。

<対象時間帯>

全時間帯

<後方搬送患者受入加算の条件>

- ・横浜市二次救急拠点病院または横浜市内の救命救急センターからの転院搬送であること。
- ・横浜市二次救急拠点病院または横浜市内の救命救急センターでの受入れから3日以内の転院搬送であること。(受入日を含む。)
- ・転院搬送後、搬送先の医療機関で入院に至ったもの。
- ・転院搬送の自動車に、搬送元病院の医師、看護師または救急救命士が同乗していること。
- ・消防救急車以外の自動車による転院搬送であること。ただし、搬送に要する費用を患者が負担する場合は含めない。
- ・搬送元医療機関と搬送先医療機関の間で、救急患者の転院搬送の受入条件について協定等を取り交わしていること。

<申請方法>

交付申請時に、後方搬送患者受入実績報告書(第4号様式-2)を添付してください。

本加算を申請しない場合は、実績報告書の添付は不要です。

【小児科】

①医師賠償責任保険料補助の廃止

変更前	変更後
25,000円	廃止

②体制確保費の減額 (輪番1回あたり)

変更前	変更後
100,000円	50,000円

③小児救急患者受入実績加算の新設

新設	
500件以上	4,000,000円
400件以上	3,500,000円
300件以上	3,000,000円
200件以上	2,500,000円
100件以上	2,000,000円
100件未満	0円

④輪番日と小児救急受入実績による減額措置の導入 (内科・外科輪番には既に導入済み)

輪番日1回あたりの救急車受入件数が1件に満たない場合、体制確保費及び救急患者受入実績加算の補助金額を減額措置とします。

減額措置対象になった初年度は補助金額を75%に、2年連続減額措置対象になった場合は、補助金額を50%とします。また、2年連続減額措置対象となった翌年度以降に、初めて輪番に参加する場合、当該年度については補助金は不交付となります。

ただし、当該年度において輪番日1日あたりの救急受入件数が1件を超えた場合、その翌年度以降は補助金の交付対象とします。

2 後方搬送患者受入実績加算に関するQ&A

Q 1 民間救急車や介護タクシーで転院搬送された場合も対象になりますか？

A 1 なります。ただし、搬送にかかる費用を患者が負担した場合は除きます。また、搬送元の病院の医師、看護師または救急救命士が同乗している必要があります。

Q 2 同乗する医師等は、搬送元の病院の職員でなければいけませんか？

A 2 お見込みのとおりです。

Q 3 協定等は文書で取り交わしている必要がありますか？口頭での合意でもいいですか？

A 3 文書で取り交わしている協定等に限りです。

Q 4 事後に搬送元病院と協定を取り交わしました。協定締結前の転院搬送は対象になりますか？

A 4 協定締結前の転院搬送は対象外です。

Q 5 入院後、当日中に転院・退院した場合は対象ですか？

A 5 入院していれば対象となります。

Q 6 転院搬送されてきた患者を「当院→別病院」へさらに転院搬送した場合、当院分は対象になりますか？

A 6 入院していれば、その後転院搬送しても対象となります。

Q 7 後方搬送患者受入実績報告書（第4号様式-2（2））に記入するのは、加算対象の転院搬送だけでいいですか？

A 7 加算対象とならないもの（例：医師等の同乗がない）を含む、市内二次救急拠点病院及び救命救急センターから受け入れた3日以内の転院搬送全てについて記入してください。なお、消防救急車による転院搬送については記入する必要はありません。

※加算の申請は、加算対象となる後方搬送件数が年間12件以上ある場合に限りです。

※令和8年度診療報酬改定の内容によって、後方搬送患者受入実績加算の条件を見直す場合があります。